

第 12 回 第 1 農地部会議事録

日 時 平成27年12月15日(火) 午前10時00分

場 所 津市香良洲公民館 2階 研修室

出席部会委員 1 池田 長義・3 森 恒利・5 青木 正司・6 赤塚 薫
7 伊藤 征一・9 大田 武士・10 奥山 勘五郎・13 丹羽 芳久
14 前田 紀男・15 杉谷 正美・20 中川 文博・22 中林 長一
23 平井 秀次・43 後藤 勝

以上14名

欠席委員 2 太田 義政・16 田中 茂人・48 前川 正次

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 奥野事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部副主幹 美里：小林主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 9 大田 武士・13 丹羽 芳久

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)
報告第6号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請取消願いについて
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第7号 非農地証明願について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

議 長	<p>おはようございます。それでは、第12回農地部会を開会をさせていただきます。</p> <p>本日の欠席は3名、出席者は14名でございます。</p> <p>それでは、議事録署名者を私のほうから指名をさせていただきます。</p> <p>9番 大田委員、13番 丹羽委員、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、まず初めに会長の専決等の報告事項に入ります。</p> <p>第1号から第6号まで、事務局から一括して報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページから19ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から111で、19ページをお願いします、合計で件数は111件、合計面積は518,118.75㎡、この内訳は、田が517,033.75㎡、畑が1,085㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>20ページ・21ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1から4で、21ページになりますが、合計で件数は4件、面積は23,579㎡で、その内訳は田が19,282㎡、畑が4,297㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>22ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1、太陽光発電施設用地、番号2、共同住宅用地</p> <p>以上、件数は2件で、合計面積は1,366㎡、この内訳は田が432㎡、畑が934㎡でございます。</p> <p>23ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、駐車場用地、番号2、遊技施設・駐車場用地、番号3、コンビニエンスストア用地、番号4、一般個人住宅用地、番号5、長屋住宅用地、番号6、一般個人住宅用地、番号7、駐車場用地、番号8、9、資材置場用地、番号10、一般個人住宅用地、番号11、駐車場用地</p> <p>以上、件数は11件で、合計面積は5,905㎡、この内訳は田が3,703㎡、畑が2,202㎡でございます。</p> <p>24ページ、25ページをお願いいたします。</p>

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、遊技施設・駐車場用地（パチンコ店）の1件で、25ページをお願いいたします。合計面積は、18,070㎡、このうち、田で9,852㎡、畑で8,218㎡でございます。

なお、これにつきましては、報告第4号、番号2と一体利用でございます。

26ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、権利者 _____、申請地の面積、畑で85㎡、取得年月日は昭和25年10月27日でございます。

権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の農地として維持管理しており、取得時効が完成しております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請取消願いについて（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 27ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請取消願いについて（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

申請地安濃町安部上津見_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積156㎡です。

これにつきましては、平成25年8月21日に許可した案件ですが、許可後、渡人の死亡により計画が変更になり、この許可の取消願いが提出されております。

件数はこの1件です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

事務局のご説明が終わりました。

それでは、地元委員さんのご意見を伺います。

1番、草生。

平井委員 23番、平井です。事務局の説明どおり、何ら問題ございませんので、よろしく申し上げます。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については

許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書に戻っていただきまして、28ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区楕形、受人 _____、面積5,325.25㎡、渡人____、面積2,645㎡ 申請地産品壺ノ坪_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積35㎡です。

これにつきましては、渡人は、耕作が困難なことから、隣接地を耕作する受人に申請地を贈与するものです。

番号2、地区片田、受人 _____、面積5,489㎡ 渡人 _____、面積5,489㎡ 申請地片田久保町膝福_____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,591㎡。

これにつきましては、親子間の生前部分贈与になります。

番号3、地区草生、受人 _____、面積12,090.45㎡ 渡人 _____、面積1,546㎡ 申請地安濃町草生相野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積474㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号4、地区村主、受人 _____、面積5,045㎡ 渡人 _____、面積11,223㎡ 申請地安濃町連部古川_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,021㎡外1筆 合計面積2,042㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区明合、受人 (株)_____代表取締役_____、面積22,872㎡ 渡人 _____、面積1,836㎡ 申請地 安濃町田端上野川原_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,138㎡外1筆 合計面積1,335㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区香良洲、受人 _____、面積9,260.82㎡ 渡人 _____、申請地香良洲町林跡_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積2.45㎡。

これにつきましては、受人は耕作に便利であることから、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受けるものです。

以上件数は6件、合計面積は、6,479.45㎡、この内訳は、田が6,442㎡、畑が37.45㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、地元委員さんのご意見を伺います。

1 番、楕形。

森 委員 3 番、森でございます。1 番、2 番について申し上げます。1 番、2 番につきましては、事務局が説明したとおりでございます、問題はございません。よろしく申し上げます。

議 長 3 番、草生。

平井委員 2 3 番、平井です。3 番、4 番、あわせて意見を言わせてもらいます。3 番、4 番、両方とも事務局の説明どおり、全く問題ございませんので、よろしく申し上げます。

議 長 5 番、明合。

中林委員 2 2 番、中林です。これはただいまの説明にありましたとおり、ブロッコリーの品種改良の種を生産しております_____が隣接している農地を今回買収するというものでございまして、何ら問題はございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、6 番、香良洲。

後藤委員 4 3 番、後藤です。今、事務局が言われたとおり、何ら問題はございません。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第 2 号については許可をすることに決定をいたします。

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可）、事務局の説明をお願いをいたします。

事 務 局 2 9 ページをお願いいたします。

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号 1、地区草生、申請者 _____、申請地 安濃町安部上津見_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 1 5 6 m²です。

これにつきましては、昭和 3 3 年ごろから、申請地を庭用地として利用されており、始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 2、地区安濃、申請者 _____、申請地 安濃町内多向出_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 1 0 5 m²外 2 筆 合計面積 2 2 0 m²。

これにつきましては、昭和 4 5 年ごろから、申請地を倉庫用地として利用し

ており、始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

上件数は2件で、合計面積は、畑で376㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
それでは、地元委員さんのご意見を伺います。
草生、1番。

平井委員 23番、平井です。先ほどの議案第1号の関連でございまして、本来の宅地と道路に挟まれた部分で、もう一体的に宅地化として使っておった。そして、始末書の提出もありますことから、追認もやむを得ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 2番、安濃。

中林委員 22番、中林。ただいま事務局の説明がありましたように、45年頃から、主に農業用の倉庫として建ててございまして、現在も追認することについては異議がございませんので、よろしく申し上げます。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものでございでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 30ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区楡形、受人 _____、渡人 _____、申請地 産品壱ノ坪 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積433㎡です。

これにつきましては、受人は渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、3、4は同一目的の転用になりますので合わせて説明させていただきます。

番号2、地区高野尾、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高野尾町西豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積10㎡。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区高野尾、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡

人 _____、申請地 高野尾町大谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2 1 9 m²。農地区分は、甲種農地と判断されます。

番号 4、地区高野尾、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高野尾町大谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1 1 2 m²。農地区分は、甲種農地と判断されます。

この 3 件につきましては、受人は渡人から申請地を譲り受け、農業振興施設への利便性向上のため公衆道路用地とするもので、転用後は、市に移管する予定となっています。

番号 5、地区棕本、受人 _____、渡人 _____ 外 1 名、申請地 芸濃町棕本中町 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 9 2 8 m² 外 1 筆 合計面積 1, 7 8 7 m²。

これにつきましては、受人は渡人から申請地を譲り受け、長屋住宅用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 6、地区棕本、受人 _____ 外 1 名、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本中野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 3 9 1 m²。

これにつきましては、受人は渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 7、地区安西、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地芸濃町小野平広垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 5 2 8 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、3 0 9. 9 6 m²、転用面積の 5 8. 7 % にあたります。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 8 につきましては、取下げ願が提出されております。申しわけありませんが、お配りしました資料のとおり抹消をお願いします。

番号 9、地区村主、受人 _____、渡人 _____ 外 2 名、申請地 安濃町川西藤ヶ森 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2 8 7 m² 外 2 筆 合計面積 4 8 5 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1 9 6. 8 m²、転用面積の 4 0. 6 % にあたります。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、訂正後の件数は 8 件、合計面積は、3, 9 6 5 m²、このうち田が 2, 6 4 6 m²、畑が 1, 3 1 9 m² でございます。

いずれの案件につきましても農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
それでは、地元委員さんのご意見をお伺いいたします。
1 番、楯形。

森 委員

3 番、森です。今月 1 0 日に地元委員と現地確認をいたしました。申請地は集落の真ん中にありまして、受け人は申請地の隣に転居をする予定でございます。特に問題はないと思います。よろしく願いいたします。

議 長 2番、3番、4番、高野尾。

赤塚委員 6番、赤塚です。一括して報告させていただきます。2番の10㎡につきまして、地域振興施設が、来年6月にオープンするので、来場者の観光バスのために、隅切をするのに買ったということです。また3番も4番も幅9mの道路にするために、公衆用道路用地として所有権移転ということですので、よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、5番、6番、棕本。7番、安西。

杉谷委員 15番、杉谷です。田中委員の地区です。今日は欠席ですので、私から説明をさせていただきます。5番は長屋住宅を建てるということで、隣はもう住宅が建ってしまっていて、事務局の説明どおり何ら問題はないと思いますので、よろしく願いをいたします。6番も問題はないと思います。7番、これはもう隣に太陽光発電が出来てしまっていて、申請地へ増設するということですので、何ら問題はございませんので、よろしく願いをいたします。

議 長 それでは、9番、村主。

平井委員 23番、平井です。事務局の説明どおり、何ら問題はございませんので、よろしくをお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものごさいますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 31ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区栗真、借人（株）_____代表取締役_____、貸人 _____、申請地 栗真町屋町里東_____、台帳地目、現況地目とも畑、面積1,363㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は1,148㎡、転用面積の84.2%にあたります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区神戸、借人（株）_____代表取締役_____外1名、貸人 _____、申請地野田高栗_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積732㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を_____の駐車場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区片田、借人 _____(株)代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 片田薬王寺町輪生 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積524㎡外1筆 合計面積620㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、381.42㎡、転用面積の61.51%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区藤水、借人 (有) _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地垂水南浦 _____、台帳地目、現況地目とも田、面積605㎡外2筆、合計面積1,093㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に3か月間の賃貸借権を設定し、申請地を_____の資材置場用地として一時転用するものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区高野尾、借人 (株) _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地高野尾町七曲 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積72㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人との間に21年間の賃貸借権を設定し、隣接山林と一体利用の上、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、全体で5,687.52㎡、全体利用面積の52.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区豊津、借人 _____(株)代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 河芸町影重浜新田 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積326㎡のうち219㎡、外2筆、合計面積450㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人との間に平成28年9月末までの賃貸借権を設定し、申請地を_____の現場事務所及び駐車場用地として一時転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの6件で、合計面積は4,330㎡、このうち田が2,918㎡、畑が1,412㎡です。

いずれの案件も、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
それでは、地元委員さんのご意見を伺います。
1番、栗真。

青木委員

5番、青木です。11日に会長を初め部会長と事務局立ち会いのもと、現地確認をさせていただきました。何ら問題ありません。

議長

2番、神戸。

池田委員

1番、池田です。別に何も問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議 長 3番、片田。

森 委員 3番、森です。10日に地元委員と現地確認をいたしました。事務局の説明のとおり、特に問題はございませんので、よろしくお願いします。

議 長 4番、藤水。

奥山委員 10番、奥山です。現地確認したところ、何ら問題はないので、よろしくお願いします。

議 長 5番、高野尾。

赤塚委員 6番、赤塚です。11日に地元委員と事務局と現地確認いたしました。ここは山林化しており入り口には藪が生えて荒れておりますが、太陽光にするということで、何ら問題はないということで、よろしくお願いします。

議 長 6番、豊津。

丹羽委員 13番、丹羽です。前回もこの場所を使っておりまして、現地確認しました。事務局の説明どおりで問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものごさいますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 32ページをお願いいたします。
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。
番号1、地区榊形、借人 _____、貸人 _____、申請地 殿村折口 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積279㎡です。
これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借権を設定し分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、甲種農地と判断されます。
番号2、地区豊津、借人 _____、貸人 _____、申請地 河芸町影重浜新田 _____、台帳地目、現況地目とも畑、面積477㎡。
これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、234.72㎡、転用面積の49.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区明、借人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町林丁子川原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積421㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の使用貸借権を設定し一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区安西、借人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町多門若一 _____、台帳地目、現況地目とも田、面積138㎡外1筆 合計面積369㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地及び一般住宅用地の一部とするものです。

パネル設置面積は、241.3㎡、転用面積の65.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は4件で、合計面積は、1,546㎡、このうち田が417㎡、畑が1,129㎡です。

いずれの案件も、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
それでは、地元委員さんのご意見を伺います。
1番、楡形。

森委員 3番、森です。この案件は長男の分家住宅を親の住宅の入り口に建設をするものでございまして、問題はないものと考えております。よろしく申し上げます。

議長 2番、豊津。

丹羽委員 13番、丹羽です。事務局の説明のとおりで、何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長 3番、明。4番、安西。

杉谷委員 15番、杉谷。3番、4番とも、4番は田中委員の管轄ですけれども、事務局の説明のとおりで、何ら問題はございません。よろしくお願いをいたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第6号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第7号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 33ページをお願いします。
議案第7号 非農地証明願についてでございます。
番号1、地区藤水、願出者 _____、申請地垂水小半分 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積528㎡外1筆 合計面積1,053㎡です。
これにつきましては、平成4年10月22日、国土地理院撮影の航空写真により申請地は既に山林化していることが確認できます。
このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。
件数はこの1件で、合計面積は畑で1,053㎡でございます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
地元委員さんのご意見を伺います。
1番、藤水。

奥山委員 10番、奥山です。この間、現地確認したところ、山林化で、畑でないというところで、よろしく申し上げます。

議長 わかりました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第7号については証明をすることに決定をいたします。
次に、別でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。
まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で171,884.73㎡、畑の使用貸借で674㎡、契約件数は58件でございます。
河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で57,990㎡、契約件数は23件でございます。
安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で123,165㎡、畑の賃貸借で1,025㎡、契約件数は27件でございます。
芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で564,503.85㎡、畑の賃貸借で10,953㎡、契約件数は112件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借で5,078㎡、契約件数は4件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて922,621.58㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で12,652㎡、合計契約件数は224件、合計面積は935,273.58㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区で19件、河芸地区、16件、安濃地区、21件、芸濃地区、107件で合計163件、合計面積は775,104.58㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について適正であると認め、市長に進達をすることいたします。ありがとうございました。

以上をもちまして、本部会に付議されました案件の審議は全て終了をいたしました。

以上をもちまして、第12回第1農地部会を終了させていただきます。

午前10時40分

上記は、第12回第1農地部会の議事を録したものである。

平成27年12月15日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____